

# 公立大学法人横浜市立大学 ICT 推進委員会規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日 規程第 12 号  
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 規程第 46 号

## (設置)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の ICT 推進に関する必要な事項を審議するため、ICT 推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学の ICT 推進計画の立案及び修正並びにその計画の実施状況の把握
- (2) 本学の情報セキュリティポリシー、実施規程、手順等の制定及び改廃
- (3) セキュリティ事故防止策の検討及び実施
- (4) 本学の ICT 推進等に関すること
- (5) その他委員会が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) ICT 推進課を所管する部長
- (3) 国際総合科学群長が指名する教員（複数名）
- (4) 医学群長が指名する教員（複数名）
- (5) 附属病院医療情報部長
- (6) 附属市民総合医療センター医療・診療情報部長
- (7) 総務部 ICT 推進課長
- (8) 学務・教務部教育推進課長
- (9) 学務・教務部学術情報課長
- (10) 医学・病院統括部総務課システム担当課長
- (11) 附属市民総合医療センター管理部総務課システム担当課長
- (12) その他委員長が必要と認めた者

## (任期)

第 4 条 前条第 3 号、第 4 号及び第 12 号に定める委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第 3 条第 1 号で定める委員が務める。
- 3 委員長は、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が収集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の進行は委員長が行う。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 委員長は、必要があると認める場合は、関係者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 委員長は必要があると認める場合は、委員会に専門的事項を検討、実施するため部会を置くことができる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、部会に委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部 ICT 推進課、医学・病院統括部総務課及び附属市民総合医療センター管理部総務課にて行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成 29 年規程第 12 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 31 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 33 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 46 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。